自動車損害賠償責任保険普通保険約款

（責任の範囲）

第１条　当会社は、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「証明書」といいます。）記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）における運行によって他人の生命または身体を害すること（以下「事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この約款の条項に従い、保険金を支払います。

（定義）

第２条　この約款において「自動車」、「運行」、「保有者」または「運転者」とは、それぞれ自動車損害賠償保障法（以下「法」といいます。）第２条に規定する自動車、運行、保有者または運転者をいいます。

２　この約款において「被保険者」とは、被保険自動車の保有者およびその運転者をいいます。

（損害の範囲および責任の限度）

第３条　第１条（責任の範囲）の損害は、被保険者が被害者に支払った損害賠償金および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用とします。

２　当会社が支払うべき保険金（第１条の規定による保険金をいいます。以下同様とします。）の額は、自動車損害賠償保障法施行令第２条に定める保険金額（以下「保険金額」といいます。）を限度とします。ただし、法第１６条第１項の規定による損害賠償額（以下「損害賠償額」といいます。）の支払がある場合には、保険金と損害賠償額の合計額について、保険金額を限度とします。

（保険責任の始期および終期）

第４条　当会社の保険責任は、保険契約が成立した時に始まり、保険期間の末日の午前１２時に終ります。ただし、あらかじめ、保険契約者の意思により、保険期間の始期が定められた場合は、当会社の保険責任は、その時に始まり、保険期間の末日の午前１２時に終ります。

（告知義務）

第５条　保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、当会社が告知を求めた法第２０条に規定する事項（以下この条において「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

２　当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、保険契約者に

対する書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。ただし、当会社がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。

3　前項本文の規定は、保険契約者または被保険者が書面または当会社の指定する電磁的方法をもってその訂正を申し出て当会社がこれを承認した後、または当会社が解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合もしくは保険契約締結の時から５年を経過した場合は、これを適用しません。

4　第２項の解除は、保険契約者が解除の通知を受けた日から起算して７日の後に、将来に向かってその効力を生じます。

5　当会社は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により保険金または損害賠償額を支払ったときは､保険契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。

6　当会社は、第１項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を訂正する必要があるときは、保険料の差額を返還し、または請求します。

（通知義務）

第６条　保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(1) 法第２０条に規定する事項について変更したとき。

(2) 被保険自動車が法第１０条に規定する自動車となったとき。

(3) その他証明書記載事項について変更したとき。

2　前項第１号の変更の通知があった場合または当会社が通知なくしてその事実を知った場合において、危険が増加または減少したときは、当会社は、危険が増加または減少した日から起算し日割によって計算した未経過期間に対する保険料と、新たな危険に対応する責任保険（法第５条に規定する責任保険をいいます。以下同様とします。）の契約で保険期間を同じくするものの保険料（当該保険期間の開始後に保険料の変更があった場合には、変更前の保険料）のうち、同一日数につき日割計算により算出した保険料との差額を返還し、または請求します。ただし、返還または請求すべき金額に１０円未満の端数があるとき、またはその全額が１００円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。

3　保険期間中に危険が増加した後に事故が発生し、当会社が保険金または損害賠償額を支払った場合において、保険契約者または被保険者が第１項第１号の変更の通知を怠っていたときは、当会社は、保険契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。ただし、当会社の請求により、事故の発生前に前項に規定する保険料の支払をしたときは、この限りではありません。

（事故の発生）

第７条　事故が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次のことを

履行しなければなりません。

(1) 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。

イ　事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業

ロ　被保険自動車が、道路運送車両法第４１条に規定する自動運行装置（以下「自動運行装置」といいます。）を備えているときは、当該装置の作動状況

ハ　イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名

ニ　損害賠償の請求を受けたときはその内容

(2) 前号の事項のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。

(3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。

(4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面または当会社の指定する電磁的方法により当会社に通知すること。

２　当会社は、前項第３号のために必要または有益であった費用は、第３条（損害の範囲および責任の限度）第１項に規定する損害の額と合算し、保険金額を限度として保険金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、保険金と損害賠償額の合計額について、保険金額を限度とします。

（訴訟等の費用）

第８条　第１条（責任の範囲）の損害に関し、被保険者と被害者との間の争いが生じた場合、当会社は、被保険者が支出する訴訟、和解または調停等に関する一切の費用を負担しません。

（取消し）

第９条　保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を取り消すことができます。

（解除）

第１０条　保険契約者は、被保険自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当会社に対する書面または当会社の指定する電磁的方法による通知をもって保険契約を解除することができます。

(1) 登録自動車について、道路運送車両法第１５条、第１５条の２または第１６条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合

(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合

(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合

(4) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合
(5) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合
(6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合
(7) 関税法第６７条の輸出の許可を受けた場合

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約者は当会社に対する書面または当会社の指定する電磁的方法による通知をもって、それぞれ保険契約を解除することができます。
(1) 第６条（通知義務）第１項第２号に規定する事実が生じた場合
(2) 被保険自動車について他に責任保険の契約または責任共済（法第５条に規定する責任共済をいいます。以下同様とします。）の契約が締結されており、かつ、その契約の保険期間または共済期間の終期がこの保険契約の保険期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合

３　前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

４　保険契約者は、第１項および第２項による解除または第５条（告知義務）第２項による解除の場合は、被保険自動車が保険標章の交付を受けている自動車であるときは証明書および保険標章を、その他の自動車であるときは証明書を当会社へ返納または破棄しなければなりません。

（保険契約者の権利および義務の承継）

第１１条　被保険自動車が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が保険契約者の権利および義務を承継することを保険契約者と約し、当会社が保険契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、保険契約者の権利および義務を承継することが約された時からこれについて当会社の承認があったものとみなします。

（保険料の変更）

第１２条　保険契約の成立後において、保険期間の開始以前に保険契約に対応する保険料の変更があったときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還し、または請求します。

（保険料の返還）

第１３条　第９条（取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

２　当会社は、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による保険契約の失効の場合または第５条（告知義務）第２項および第１０条（解除）の解除の場合（第１０

条第２項の規定により当会社が解除した場合を除きます。）には、未経過期間に対して当会社の定める解約保険料表による保険料を保険契約者に返還します。

３　前項の場合を除き、当会社は、失効の場合にはその翌日から起算し未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還します。

４　当会社のみの責に帰すべき事由により保険契約が解除された場合および当会社が第１０条（解除）第２項の規定により保険契約を解除した場合には、当会社は、前項の規定により計算した保険料を保険契約者に返還します。

（保険金の請求）

第１４条　被保険者が保険契約に基づいて保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

(1) 保険金請求書

(2) 印鑑証明書等、保険金の請求者が本人であることの証明資料

(3) 公の機関が発行する交通事故証明書

(4) 事故発生状況報告書

(5) 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍

(6) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類

(7) 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類

(8) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類

２　当会社は、事故の内容、損害の額、自動運行装置の作動状況等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

３　当会社は、特に必要があると認めるときは、当会社の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、当会社が負担します。

（保険金の支払）

第１５条　当会社は、被保険者が前条第１項の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて３０日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の

状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容

(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(5) 前各号のほか、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

２　前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

(1) 前項第１号から第４号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）　１８０日

(2) 前項第１号から第４号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会　９０日

(3) 前項第３号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会　１２０日

(4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査　６０日

(5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　１８０日

３　前２項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第１項または前項の期間に算入しないものとします。

（損害賠償額の請求）

第１６条　被害者は、法第３条の規定による保有者の損害賠償責任が発生したときは、法第１６条の規定に基づき、当会社に対して損害賠償額の支払を請求することができます。

（重複契約の場合の免責）

第１７条　当会社は、被保険自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約または責

任共済の契約が締結されている場合、締結した時がより早い契約の保険期間または共済期間と重複する保険期間において発生した事故に対しては保険金、損害賠償額および法第１７条第１項の規定による仮渡金（以下この条において「仮渡金」といいます。）を支払いません。

２　当会社は、前項の場合において、損害賠償額の支払または仮渡金の支払（以下この項および第４項において「損害賠償額等の支払」といいます。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払をしたときは、当会社または被害者がこの保険契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対して有する権利を取得します。

３　当会社は、被保険自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約または責任共済の契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が、この保険契約を含めて２以上あるときは、この保険契約に関し支払うべき保険金、損害賠償額および仮渡金の額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額については支払いません。

４　当会社は、前項の場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、当会社または被害者がこの保険契約の他に締結した時が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対して有する権利を取得します。

（悪意による損害の免責）

第１８条　当会社は、保険契約者または被保険者の悪意によって発生した損害については、保険金を支払いません。

（指定紛争処理機関）

第１９条　当会社が支払うべき保険金または損害賠償額の決定について、当会社と被保険者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第２３条の５に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。

２　当会社は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。

（代位）

第２０条　損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して被保険者に保険金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額の支払をしたときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

(1) 当会社が損害額の全額を保険金または損害賠償額として支払った場合　被保険者が取得した債権の全額

(2) 前号以外の場合　被保険者が取得した債権の額から、保険金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額

２　前項第２号の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

３　被保険者は、保険金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、第１項の債権を行使するために必要な一切の書類を当会社に提出しなければなりません。

（先取特権）

第２１条　事故に係る損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権について先取特権を有します。

２　保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合を除いて、保険金請求権を差し押さえることはできません。ただし、被保険者が損害賠償金を被害者に支払った場合を除きます。

（証明書等の再交付）

第２２条　当会社は、証明書または保険標章を次の各号のいずれかに該当する場合に、保険契約者に再交付します。ただし、保険標章の再交付を受ける場合には、保険契約者は証明書を提示しなければなりません。

(1) 損傷もしくは識別困難となった証明書もしくは保険標章の提出またはその証拠の提出があった場合

(2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または保険標章を提出することができないときは、その証拠の提出があった場合

（準拠法）

第２３条　この約款に定めていない事項については、日本国の法令によります。